二　第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）

三　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）

四　五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局

第六条の三　法第四条の二第一項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

2　法第四条の二第三項の総務省令で定める期間は、百八十日とする。

（請求の単位）

第十一条の二の五　［略］

［一～二十五　略］

2　前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

［一～三　略］

［3　略］

（簡易な操作）

第三十三条　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一　法第四条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作

［二～五　略］

六　次に掲げる無線局（法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

［(1)～(5)　略］

［七・八　略］

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

［一～三十三　略］

三十四　法第百三条の六の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

第六条の三　法第四条第二項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

［新設］

（請求の単位）

第十一条の二の五　［同上］

［一～二十五　同上］

2　前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第一項第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

［一～三　同上］

［3　同上］

（簡易な操作）

第三十三条　［同上］

一　法第四条第一項第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作

［二～五　同上］

六　次に掲げる無線局（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

［(1)～(5)　同上］

［七・八　同上］

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　［同上］

［一～三十三　同上］

［新設］